

福井市ごみステーション設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市民が清潔で美しい地域づくりを自ら実践し、快適な生活環境を創造するとともに、本市を訪れる人たちへのおもてなしの質を高めることの一助とするため、地区自治会に対し、ごみの集積所におけるごみの飛散防止やごみ収集時の効率化を図るための補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ごみステーションとは自治会が管理するごみ集積所であって、ごみ収集車がごみを収集するまで一時的に保管をする容器をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、自治会が行うごみステーションの新設又は買換えであって、次の各号を満たす事業とする。

- (1) 設置するごみステーションの場所が、福井市ごみ集積所の設置等に関する要綱に適合すると市長が認めること。
- (2) 設置するごみステーションは、次の要件を満たすものであること。
 - ア 枠組みが堅牢な構造であること。（ネットやシート等は含まない。）
 - イ ごみの出し入れが容易であること。
 - ウ 収集される前のごみを収納して、その散乱及び飛散を防止できる構造であること。
- (3) 設置するごみステーションが、補助金の交付を受けようとする者が主として管理するものであること。
- (4) 自治会が補助金の交付を受けようとする年度内に受けた補助金の合計が、第5条に規定する限度に達していないこと。
- (5) 同一ごみステーション（移動している場合も含む。）において、補助金の交付を受けようとする年度を含む過去5年間に当該補助金の交付を受けていないこと。

(対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) ごみステーションの製作又は購入に要する費用
- (2) ごみステーションの据付に要する費用
- (3) その他、市長が必要であると認める費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の4分の1以内とし、複数のごみステーションを対象とするものであっても、同一年度につき1自治会100,000円を限度とする。（千円未満は切捨て）

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、補助事業に着手する前に、ごみステーション設置補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び経費概算書
- (2) 同意書
 - ア 固定式にあつては、当該土地の所有者又は管理者の同意が確認できるもの
 - イ 移動式にあつては、保管場所の所有者又は管理者の同意が確認できるもの
- (3) 周辺地図
- (4) 設置箇所見取図
- (5) 設置に要する経費の見積書の写し並びにその諸元及び性能を疎明する書類
- (6) その他、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、規則第4条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、当該補助金の交付を申請した者に対して、ごみステーション設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（事業内容の変更、中止等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長にごみステーション設置補助金事業（変更・中止）承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を得なければならない。

- (1) 交付決定に係る事業（以下「交付決定事業」という。）の内容又は補助対象経費の内訳を変更しようとするとき（市長が軽微な変更と認める場合を除く。）。
 - (2) 交付決定事業を中止しようとするとき。
- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、ごみステーション設置補助金事業（変更・中止）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業完了の報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して10日を経過した日までに、ごみステーション設置補助金事業完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) ごみステーション設置に係る経費明細書及び領収書の写し又は領収が確認できる書類
- (3) ごみステーション完成写真

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の完了報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、額を確定し、ごみステーション設置補助金額確定通知書（様式第6号）により、当該完了報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 第10条の規定による通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするとき

は、規則第14条の規定により、当該通知書を受領後速やかに、ごみステーション設置補助金交付請求書（様式第7号）により補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第12条 虚偽の申請によって不当に補助金の交付を受けたときは、既に交付を受けた補助金はこれを返還させることとし、虚偽の事実が判明した年度及び次年度以降5年間は補助金の申請を受領しないものとする。

（関係図書の保存）

第13条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。